

令和 2 年 4 月 1 3 日

内閣官房  
新型コロナウイルス感染症対策推進室 御中

日本行政書士会連合会  
会長 常住



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種許認可申請の  
有効期間等の伸長について（要望）

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一部行政手続きの有効期間等の伸長や事業者への助成金の拡充などの支援策が実施されているところですが、感染拡大防止に取り組む国民・事業者への影響を考慮し、下記のとおり要望いたします。

記

国民及び事業者の負担軽減のため、各種許認可手続全般に係る有効期間や更新期限、各種変更届・報告書等の提出期限等を伸長するよう要望する。また、既に有効期間等の伸長を実施している手続に関しても、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大・収束状況等を踏まえて、再度の伸長を行うなど柔軟な対応をされたい。

なお、国、都道府県、市区町村における工事及び物品・役務等に関する入札参加資格、経営事項審査結果通知書の有効期限についても同様に延長を要望する。

（参考）

建設業許可（5年更新、事業年度終了報告書は毎年決算終了後4か月以内に提出）  
宅地建物取引業免許（5年更新）  
産業廃棄物収集運搬業許可（5年更新）  
建築士事務所登録（5年更新）  
経営事項審査（毎年決算日から1年7か月間有効）  
全省庁統一資格（物品・役務等は3年間有効）  
国土交通省及び関係省庁へ提出する工事の入札参加資格（2年間有効）

以上